

愛知県インドネシアサポートデスク

納税者代理人の要件と手続に関する新規則

ニュースレター(第 5 号)2026 年 9 月 29 日

本ニュースレターは、「2026 年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(以下、「グラントソントン」といいます。)(担当：前村・今枝)よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」(以下、「サポートデスク」といいます。))が実施したセミナー及び名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、及びサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

➤ はじめに

2026 年 7 月 6 日、インドネシア財務省は財務大臣規則 2026 年第 44 号(PMK 44/2026)を公布・施行しています。本規則は、従来の PMK-229/PMK.03/2014 を置き換えるものです。本規則の施行により納税者が代理人（Kuasa）を指名する際の資格要件、手続、ならびに運用方法が明確化されました。本ニュースレターでは、本公表内容の要点と、インドネシアの日系企業が留意すべき実務対応についてお伝えします。

➤ PMK-229/PMK.03/2014 の概要

これまで税務代理人の手続・要件は、財務大臣規則 229/PMK.03/2014 号に

より規定されていました。同規則における主な枠組みは以下の通りでした。

- 代理人の範囲と要件： 税理士、従業員（第三者）、家族等を代理人として認める一方、具体的な資格要件や登録・管理の手続が一部複雑化していました。
- 経過措置の適用： 税理士資格を持たない者であっても、一定の税務資格（Brevet）や学歴（税務分野の Diploma III 以上等）を有する者に対する経過措置が設けられていました。
- 紙ベースの手続中心： 委任状の提出や確認手続において、書面（紙）によるやり取りが大きな割合を占めていました。

なお、今回の PMK 44/2026 の施行に伴い、旧 229/PMK.03/2014 号は廃止・失効しています。

➤ 本規則の主な内容

本規則の主な内容は以下のとおりです。特に、法人は取締役が代表することとなりますが、社内の税務担当従業員を代理人としてきた場合には影響が大きく、2026 年内の対応要否の見極めが必要です。

1. 代理人の範囲とコンピテンシー（能力要件）

- 納税者は、「税理士（Konsultan Pajak）」「その他の第三者（Pihak Lain）」「家族（Keluarga）」を代理人に指名可能です。
- この3区分は限定列举で、旧規則の「従業員」区分は廃止されました。「家族」は個人納税者専用のため、法人が指名できるのは実質「税理士」「その他の第三者」の2区分です。
- 家族を除き、代理人は以下の通り税務法令に対する理解・コンピテンシーを有することが必須となります。
 - ✓ 税理士： 有効な「税理士執務許可（Izin Konsultan Pajak）」の所持により要件充足とみなされます。
 - ✓ その他の第三者： 有効な「登録証明書（Surat Keterangan Terdaftar: SKT）」の所持により要件充足とみなされます。

2. 特定委任状（Surat Kuasa Khusus）の要件と提出方法

- 適用範囲： 1 通の特定委任状につき代理人は 1 名のみとし、記載された「特定の税務上の権利行使・義務履行」（指定の 1 税目・1 期間等）に限定されます。
- 提出形式： 電子形式（納税者ポータルを通じて国税庁長官へ送信（送信完了時に提出とみなされる））または紙形式（税務署（KPP）または税務相談事務所（KP2KP）へ直接提出）で作成可能です。
- 記載・添付事項： 氏名、NPWP、双方の署名、代理人の区分、有効期間等を明記し、所定の印紙税を納付する必要があります（家族の場合は親族関係証明書類が必要）。

3. 委任の制限と終了条件

- 再委任の禁止： 代理人が受任した代理権を他人に再委任（複代理）することは禁止されています。
- 代理権の終了： 委任期間の満了、納税者による撤回、許可・SKT の停止／取消処分、または代理人の有罪判決により代理権は即座に終了し、納税者ポータルへのアクセス権も失効します。
- 使者の利用： 事務書類の送達・受領のみを目的として、代理人が従業員等（使者）を派遣する場合は、所定様式の「指名書（Surat Penunjukan）」の提示が必要です。

➤ 留意点

新規則の運用にあたり、特にインドネシアの日系企業が注意すべき重要ポイントは以下の 3 点です。

■ 社内の税務担当従業員を代理人としている場合の対応

2027 年 1 月 1 日以降、従業員による SKT 取得・外部税理士への委託・取締役対応のいずれで臨むか方針決定が必要です。SKT は試験合格が前提のため、社内の税務対応体制（誰がどの税目・期間を担当するか）を早期に棚卸しし、準備期間を確保することが推奨されます。

■ 経過措置の期限（2026年12月31日まで）

税理士以外の者で、税務講習修了証（Brevet）や学歴（D3以上の学位）に基づき代理人となっているケースに関する経過措置は2026年12月31日までとなります。同日までは、修了証/学位記の写しを添付した紙の特定委任状を窓口提出することで代理権行使が可能です。期限後の対応について早めの確認・準備が必要です。

■ コンプライアンス遵守と妨害行為に対する罰則

代理人が「誤導的な指導を行う」「税務調査での説明を拒否する」「帳簿・電子データの閲覧・提出を拒む」などの行為を行った場合、税務手続の妨害とみなされ、調書作成の上で法的罰則や資格停止等の対象となります。

■ □ ■ 発行情報 ■ □ ■ -----

■ 発行元

2026年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

（東京事務所）担当：公認会計士 今枝侑子
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階
電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

（名古屋事務所）担当：公認会計士 花輪大資
〒451-6025 愛知県名古屋市中区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階
電話 052-569-5605/FAX 052-569-5605

（現地事務所）担当：公認会計士 前村浩介
Sudirman Plaza Plaza Marein 9th Floor

Jl. Jend. Sudirman Kav. 76-78 Jakarta 12910, Indonesia

電話 +62-(0)811-9889-3190

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 前村浩介（Kosuke Maemura）

Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com